

第 100 回 引受けに関するワーキング・グループ

第 9 回 引受審査に関するワーキング・グループ

〔 2022 年 10 月 26 日（水） 16 時 00 分 〕  
W E B 及 び 電 話 会 議

議 題

1. ベンチャーファンド市場の制度整備を踏まえた対応について
2. 不動産等を信託財産とする受益証券発行信託の引受けについて
3. その他

以 上



# ベンチャーファンド市場の制度改革の 概要等について

2022年10月26日  
株式会社東京証券取引所

# 1 ベンチャーファンド市場の検討状況等について

## ●市場の検討状況等について

日付	相手先等	概要
2020年10月～	市場制度WG	・ 東証がベンチャーファンド市場のプレゼンを実施（第6回：2021年2月18日）
2021年6月18日	市場制度WG 第二次報告	・ ベンチャーファンドの利用活性化に向けた制度改正の検討を進めるべき
2021年8月	金融行政方針 (2021事務年度)	・ 「ベンチャーファンド市場の利用活性化に向けた業界団体等における適切な制度設計の後押しを実施する」との記載
2021年10月26日	制度要綱公表 (第1次改正)	・ 「非上場企業への成長資金の供給促進に向けたベンチャーファンドの上場制度の見直しについて」を公表（2022年3月1日施行）
2022年7月26日	制度要綱公表 (第2次改正)	・ 「ベンチャーファンド市場の健全な発展に向けた上場審査基準等の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について」を公表（2022年12月末を目途に施行予定）

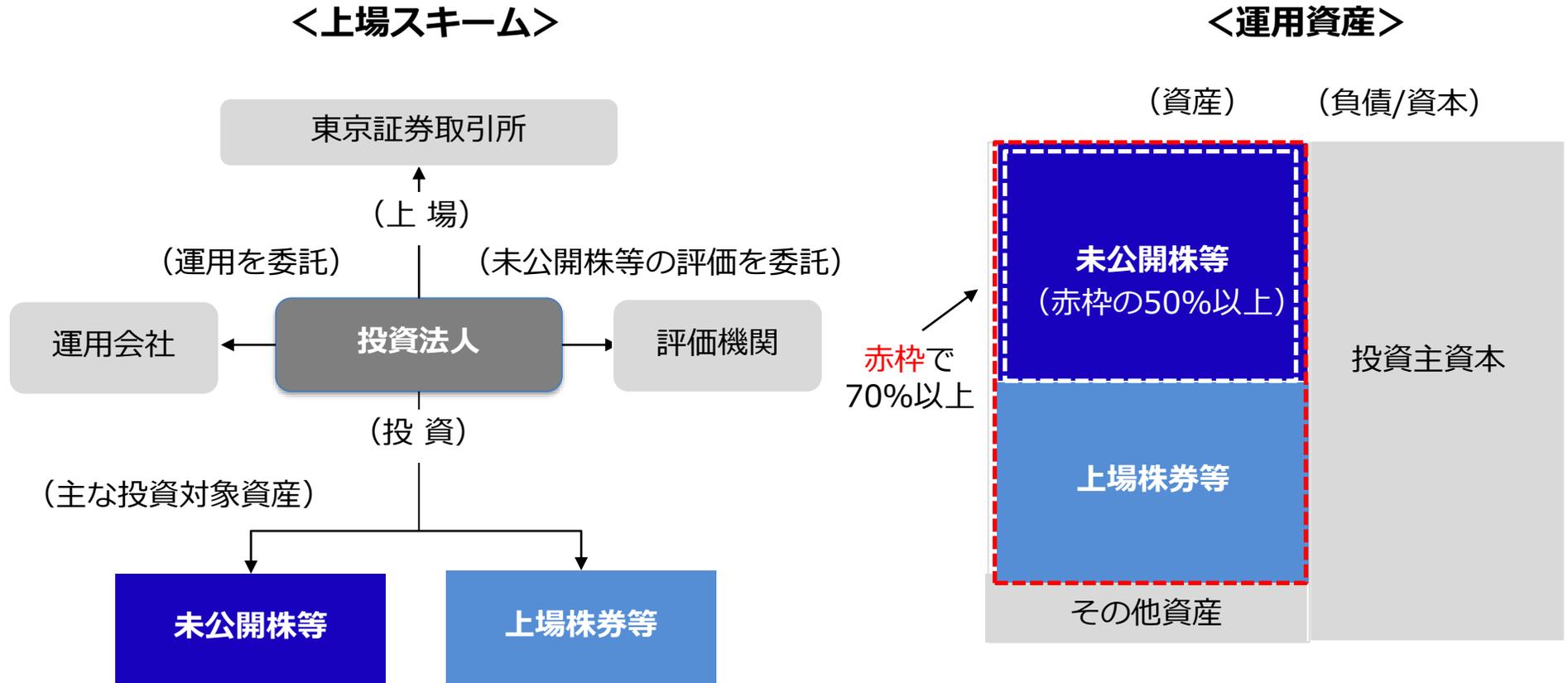
## <参考> 過去に上場していた銘柄

銘柄	ベンチャービジネス投資法人（8720）	ベンチャー・リヴァイタライズ投資法人（8721）
運用会社	三井住友アセット	SBIアセット
上場日	2002年1月15日	2004年3月26日
上場廃止日	2015年1月27日	2017年7月26日

## 2-1 制度改正の概要等（第1次改正）

### ● 上場ファンドの柔軟な運営を可能とする観点から、制度の見直しを実施

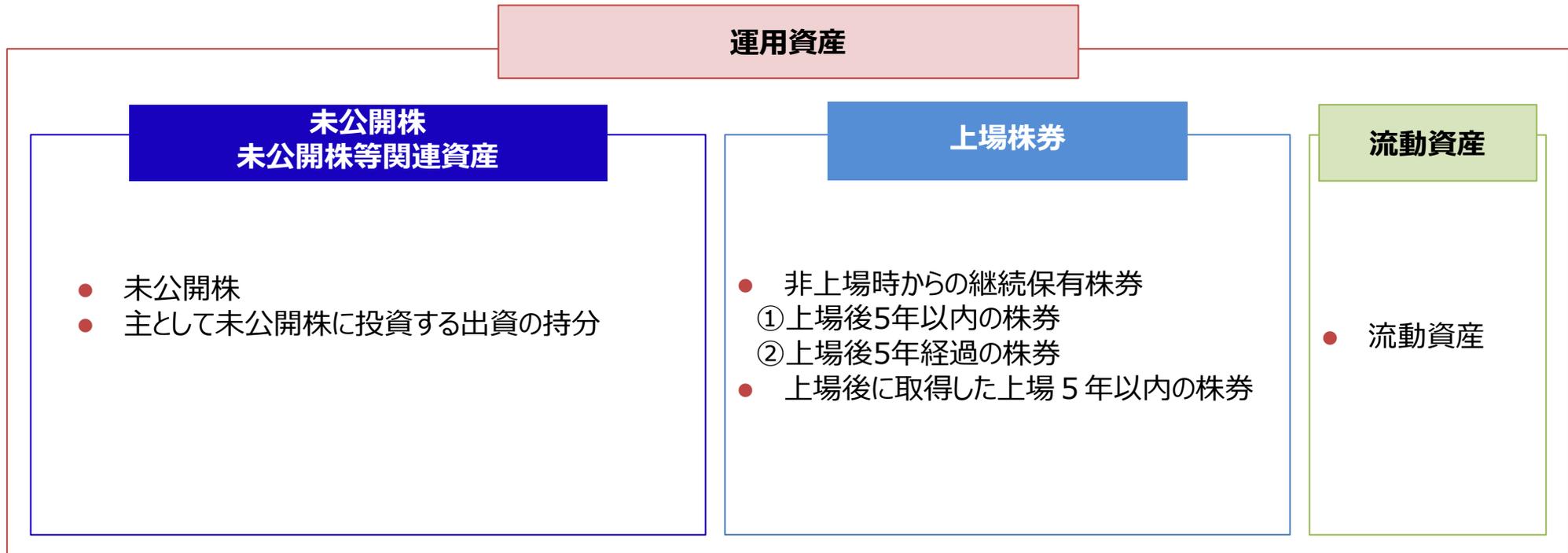
- (1) 非上場時点から継続保有の場合、上場後5年経過後も保有可能
- (2) 上場後5年以内の継続保有上場株券等は未公開株等として運用比率を計算（次スライド参照）
- (3) 未公開株等については、取得時に同一銘柄で15%まで投資可能（上場株券等は10%まで投資可能）
- (4) 総資産有利子負債比率20%の範囲で資金の借入等が可能



### ※ 特徴

- ・ クローズドエンド型であるため、資産の安定的な運用が可能（上場REITと同一のスキーム）
- ・ 投資信託のように、投資者の資金をプールしてファンドを組成することで分散投資可能
- ・ 資産運用会社が投資先の選定を行うこととなり、金融のエキスパートが責任を持って運用等を行う形態

## 2-2 制度改正後の運用資産等について（第1次改正）



70%以上

30%未満

上記70%のうち50%以上

(継続保有株券で上場後5年以内の株券（上記上場株券の①）は50%に含める)

## 3-1 制度改革の概要等（第2次改正の方向性）

### 趣旨

- 市場を健全に発展させる観点から、資産運用の健全性の確保、投資者に提供すべき情報等について、所要の制度整備を実施予定

### 制度改革の主な内容

上場審査における資産運用の健全性確保

- 資産運用の健全性の確保の観点から、上場審査基準を定めることとします。

投資者に提供すべき情報の拡充

- 「ベンチャーファンドに係る運用体制、商品特性、未公開株等の評価方法等に関する報告書」（運用体制等に関する報告書）を提出するものとし、公衆縦覧に供することとします。

### 今後のスケジュール（予定）

- 規則施行（12月末）

## 3-2 上場審査における資産運用の健全性確保（第2次改正の方向性）

- 赤枠部分を新設します。

項目	審査基準	主な審査上の観点
資産運用等の健全性	■ 資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること	<ul style="list-style-type: none"><li>投資主の利益を害することがないよう、適切な体制を整備しているか</li><li>スポンサーの企業グループとの間で不当に利益供与・享受していないか</li><li>内部管理体制が整備、運用されているか</li><li>法令等の遵守体制が整備、運用されているか</li></ul>
開示の適正性	■ 情報の開示を適正に行うことができる状況にあること	<ul style="list-style-type: none"><li>新規上場申請時の申請書類に、取得資産などについて適切な情報が記載されているか</li><li>情報開示を適切に行える体制が整備されているか</li></ul>
未公開株等の評価の適正性	■ 未公開株等の評価が適正に行われる状況にあること	<ul style="list-style-type: none"><li>未公開株等評価機関への評価の委託がされているか</li><li>未公開株等評価機関の独立性が確保されているか</li><li>未公開株等評価機関について、適正な評価を行う体制が整備されているか</li></ul>
公益又は投資者保護	■ その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないか	

## 3-2 ①上場審査における資産運用の健全性確保（第2次改正の方向性）

### ● 投資主の利益を害することがないよう、適切な体制を整備しているか

- ベンチャーファンド資産運用会社において、資産運用の専門性等の確保の観点から、未公開株等に係る専門的経験等を有している人材が配置されているか否かについて確認を行います。なお、未公開株等に係る専門的経験等を有している人材が配置されているか否かは、投資対象資産の運用に関する十分な運用経験年数を有する運用責任者が確保されているかにより、確認を行います。
- ベンチャーファンド資産運用会社において、投資方針（業種、ステージ、投資規模を含みます。）及び分配方針等が策定され、適切な投資プロセス（投資先候補企業の選定、投資先企業の評価、投資先企業に対するモニタリング及び投資資金の回収等に係る一連の業務プロセスを含みます。）を経て、資産の運用を行う体制が整備されていることについて確認を行います。
- 新規ベンチャーファンド上場申請者について、資産運用に関する会議体（取締役会、投資委員会やコンプライアンス委員会を含みます。）の開催状況を含め、投資意思決定の仕組みの確認を行います。

## 3-2 ②上場審査における資産運用の健全性確保（第2次改正の方向性）

### ● スポンサーの企業グループとの間で不当に利益供与・享受していないか

- スポンサーとの取引継続の合理性や取引条件の妥当性について、スポンサーが自己の利益を優先していると認められないことを確認します。

### ● 内部管理体制が整備、運用されているか

- 経営管理組織に係る体制整備の状況について、社内諸規則の整備状況やその運用状況により確認を行います。あわせて、ベンチャーファンド資産運用会社の内部監査の運用状況の確認を行います。

### ● 法令等を遵守するための有効な体制が整備、運用されているか

### 3-3 運用体制等に関する報告書（第2次改正の方向性）

項目	主な記載事項	
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資法人の上場の目的</li> <li>コンプライアンスに関する基本方針</li> <li>資金の借入れ又は投資法人債券の募集に係るリスク管理方針</li> <li>投資主の状況、資産運用会社の大株主の状況</li> <li>スポンサーに関する事項（スポンサーの企業グループの事業の内容及びスポンサーの企業グループとの情報提供に係る契約等の状況）</li> </ul>	
商品特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資方針、分配方針、投資対象、投資リスク及びこれらを踏まえた想定投資者属性</li> </ul>	
体制の状況	投資法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行役員及び監督役員の状況</li> <li>資産運用会社役職員と兼職する投資法人の役員の選任理由・兼職理由</li> </ul>
	資産運用会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>役職員の状況、投資法人及び資産運用会社の運用体制</li> <li>資産運用会社の専門性</li> <li>資産運用会社及びスポンサーの企業グループの未公開株等で運用するファンドの運用実績</li> </ul>
	未公開株等評価機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定方針及び概要</li> <li>未公開株等評価機関の独立性</li> <li>業務内容及び評価体制</li> <li>未公開株等の評価方法</li> <li>特定資産の価格等調査者の選定方針及び概要</li> </ul>
利益相反への対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益相反取引への対応方針及び運用体制、運用体制の採用理由</li> <li>スポンサー関係者等との取引</li> <li>未公開株等及び未公開株等関連資産の売買における譲渡者等の状況</li> <li>その他利益相反の可能性のある取引</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>I Rに関する活動状況</li> <li>反社会的勢力排除に向けた体制整備</li> </ul>	

# (参考1) 上場審査基準 (形式要件)

## 運用資産等の比率

- 運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上となり、かつ、未公開株等投資額に占める特定未公開株等投資額の比率が50%以上となる見込みのあること。

## その他の運用資産

- 未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られること。(当該事項は、規約における記載又は書面による確約が求められる。)

## 純資産額

- 純資産総額 : 30億円以上

## 投資主数・投資口口数

- 上場投資口口数 : 2,000口以上
- 大口投資主の所有口数 : 上場投資口口数の80%以下
- 投資主数 : 300人以上 (大口投資主を除く)

## 規約記載事項

- 特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨 (又は未公開株等又は未公開株等関連資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の15%を超えて投資せず、その他の資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨)
- 資金の借入れ及び投資法人債券の募集をしない旨 (又は投資法人の規約又はこれに類する書類において、原則として総資産有利子負債比率が20%以下となる運用方針であること、資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係るリスク管理方針並びに資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係る目的、限度額及び用途に関する事項が定められていること。)
- 投資主の請求による投資口の払戻しをしないこと
- 営業期間が6か月以上であること

## その他

- 管理会社(資産運用会社)が一般社団法人投資信託協会の会員であること
- 有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと 等

## (参考2) 上場審査基準 (形式要件の用語)

項目	内容
運用資産等	投資証券の発行者である投資法人の資産をいう。
未公開株等投資額	未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等の額並びに未公開株等関連資産のうち未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等に相当する部分の額の合計額をいう。
特定未公開株等投資額	未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等の額並びに未公開株等関連資産のうち未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等に相当する部分の額の合計額をいう。
未公開株	国内の金融商品取引所に上場されている株券（特定取引所金融商品市場に上場する企業の発行するものを除く。）又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券以外の内国株券をいう。
未公開株等	未公開株並びに未公開株の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。
未公開株等関連資産	次のaからeまでに掲げる資産をいう。 a 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産を主として未公開株等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産について主として未公開株等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分 b L P S 法第3条に規定する投資事業有限責任組合契約に係る出資の持分（出資者が共同で未公開株等の取得及び保有のために出資を行い、出資された財産について主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。） c 受益証券（投資信託の投資信託財産を主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。） d 投資証券（投資法人が運用のために保有する資産を主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。） e 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券でaから前dまでに掲げる権利及び証券の性質を有するもの
上場後5年以内の株券等	次のa及びbに掲げるものをいう。 a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（特定取引所金融商品市場に上場する企業の発行するものを除く。）又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となってから取得した株券で、上場又は継続的に取引されている株券となってから5年を経過していない内国株券（上場後5年以内の継続保有株券等を除く。） b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（上場後5年以内の継続保有株券等を除く。）
上場後5年以内の継続保有株券等	次のa及びbに掲げるものをいう。 a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（特定取引所金融商品市場に上場する企業の発行するものを除く。）又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していた株券で、上場又は継続的に取引されている株券となってから5年を経過していない内国株券 b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
上場後5年を経過した継続保有株券等	次のa及びbに掲げるものをいう。 a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（特定取引所金融商品市場に上場する企業の発行するものを除く。）又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していた株券で、上場又は継続的に取引されている株券となってから5年を経過した内国株券 b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

# ベンチャーファンド市場の制度整備を踏まえた 引受け等に係る検討

2022年10月26日  
日本証券業協会

- ベンチャーファンド市場の制度整備に伴い、今後、ベンチャーファンド市場に上場する投資法人が生じることが想定される
- 現行の有価証券の引受け等に関する規則(引受規則)には、ベンチャーファンドが対象商品に含まれていない(引受規則で定義する「株券等」にベンチャーファンドが含まれていない)ことから、証券会社の引受け等について明示的なルールは存在しない
- ついては、ベンチャーファンドの証券会社の引受け等に当たり、引受規則上の対象商品の追加、証券会社の引受審査等について検討する必要がある
- 次頁以降に現時点で考えられる検討事項・論点について記載しており、本日はこの点を中心に御議論いただきたい

## 2. 御議論いただきたい事項

### ■ 現時点で考えられる検討事項・論点①

#### ・ 引受規則第2条第1号に規定する「株券等」にベンチャーファンドを追加する

##### ○ 引受規則第2条第1号に規定する「株券等」

- イ 株券
- ロ 新株予約権証券
- ハ 新株予約権付社債券
- ニ 優先出資証券
- ホ 不動産投資信託証券
- ヘ インフラファンド
- ト 新投資口予約権証券
- チ 外国株信託受益証券
- リ 外国インフラファンド信託受益証券

#### ・ 引受規則第2条第11号の「独立引受幹事会員」では、有価証券の区分に応じた規定がされており、有価証券の区分にベンチャーファンドを追加する

##### ○ 引受規則第2条第11号に規定する「独立引受幹事会員」

主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等若しくは子法人等又は第11条の2第1項に規定する関係する発行者が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容（以下「発行価格等」という。）の決定に関与する引受会員をいう。

- イ 株券、金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券である不動産投資信託証券及びインフラファンド 募集に係る発行価格
- ロ 新株予約権証券 募集に係る発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格
- ハ 新投資口予約権証券 新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格
- ニ 新株予約権付社債券 募集に係る発行価格及び利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格
- ホ 社債券等 募集に係る発行価格及び利率

### ■ 現時点で考えられる検討事項・論点②

- 証券会社の引受審査について、どのように考えるか
- 未上場会社への投資という観点から、引受審査上、考慮すべき事項や留意事項はあるか

(例)

- ・ 投資法人への投資という観点では、類似する有価証券としてはREITが挙げられるところ、ベンチャーファンドについても、基本的にREITと同じ引受審査とすることが考えられるか
- ・ 東京証券取引所における上場審査基準では、形式要件として投資法人等の体制の状況を審査することとされるが、引受審査についてどのように考えるか(投資先の未上場会社の審査について、どのように考えるか)

### ■ 現時点で考えられる検討事項・論点③

前述のほか、ベンチャーファンドの引受け等に当たり、考慮すべき事項や留意事項はあるか

(新規公開における引受審査項目)

第16条 引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券、外国株信託受益証券又は不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。

1 株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券

- イ 公開適格性
- ロ 企業経営の健全性及び独立性
- ハ 事業継続体制
- ニ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- ホ 財政状態及び経営成績
- ヘ 業績の見通し
- ト 調達する資金の用途（売出しの場合は当該売出しの目的）
- チ 企業内容等の適正な開示
- リ その他会員が必要と認める事項

2 不動産投資信託証券

- イ 公開適格性
- ロ 資産運用の健全性
- ハ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- ニ 組入予定物件の投資方針との適合状況
- ホ 投資法人及び物件の収益見通し
- ヘ 適正な開示
- ト その他会員が必要と認める事項

2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

## (参考2) 引受細則概要(新規公開における引受審査項目の細目)

- 規則第16条第2項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目

1 公開適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の適法性及び社会性</li> <li>・ 会社の経営理念及び経営者の法令遵守やリスク管理等に対する意識</li> <li>・ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</li> <li>・ 上場するに当たっての市場の利用目的の健全性</li> </ul>
2 企業経営の健全性及び独立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連当事者との取引の必要性、取引条件の妥当性</li> <li>・ 親会社等からの独立性</li> <li>・ 関係会社への出資構成及び当該出資先の管理状況</li> </ul>
3 事業継続体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況</li> <li>・ 事業推進に必要な知的財産権の保護の状況、他社の権利侵害の状況</li> <li>・ 事業継続に当たって重要な契約の締結状況、権利の確保の状況</li> </ul>
4 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社の機関設計の妥当性（会社規模、事業リスク等に照らした機関設計の妥当性をいう。）</li> <li>・ 代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行の状況</li> <li>・ 監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能の状況</li> <li>・ 内部管理体制（売上債権管理、予算管理、労務管理及びシステム管理等についての組織及び社内規則の体制をいう。）の運用状況及び牽制機能</li> </ul>
5 財政状態及び経営成績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政状態の健全性及び資金繰り状況</li> <li>・ 財政状態及び経営成績の変動理由分析</li> </ul>
6 業績の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利益計画の策定根拠の妥当性</li> <li>・ 利益計画の進捗状況</li> <li>・ 企業の成長性及び安定性</li> <li>・ 剰余金の配当に関する考え方</li> </ul>
7 調達する資金の用途（売出しの場合は当該売出しの目的）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達する資金の用途の妥当性（事業計画との整合等を踏まえた妥当性をいう。）</li> <li>・ 調達する資金の用途の適切な開示</li> </ul>
8 企業内容等の適正な開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定開示制度及び適時開示制度への適応力</li> <li>・ 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</li> </ul>

## (参考2) 引受細則概要(新規公開における引受審査項目の細目)

- 規則第16条第2項に規定する不動産投資信託証券の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目

1 公開適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資法人、資産運用会社及びその親会社等の事業の適法性及び社会性</li> <li>・ 投資法人の執行役員、資産運用会社の経営者及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識</li> <li>・ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</li> <li>・ 上場するに当たっての市場の利用目的の健全性</li> </ul>
2 資産運用の健全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産運用会社及びその親会社等との関係</li> <li>・ 資産運用会社、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制</li> <li>・ 「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第1号に規定する特定資産の売買等に関する手続き</li> <li>・ 利害関係人との取引の必要性及び取引条件の妥当性</li> </ul>
3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資法人の執行役員及び資産運用会社の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行の状況</li> <li>・ 投資法人の監督役員及び資産運用会社の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能の状況</li> <li>・ 資産運用会社の内部管理体制（運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。）の運用状況</li> </ul>
4 組入予定物件の投資方針との適合状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資方針</li> <li>・ 組入物件の内容（関係法令への適応、物件に係る契約及びエンジニアリングレポート（建物の状況、リスク等の調査に関する報告書をいう。以下同じ。）の内容等をいう。）</li> <li>・ 取得価格及び取得の経緯</li> </ul>
5 投資法人及び物件の収益見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政状態及び経営成績</li> <li>・ 利益計画の策定根拠の妥当性</li> <li>・ 成長性及び安定性</li> </ul>
6 適正な開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資法人及び資産運用会社の法定開示制度及び適時開示制度への適応力</li> <li>・ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</li> <li>・ 調達する資金の用途の適切な開示</li> </ul>

(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)

第17条 引受会員は、上場発行者が発行する株券等（インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券を除く。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。

- 1 株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券
    - イ 適格性
    - ロ 財政状態及び経営成績
    - ハ 業績の見通し
    - ニ 調達する資金の用途及びその効果（売出しの場合は当該売出しの目的）
    - ホ 株価等の動向
    - ヘ 企業内容等の適切な開示
    - ト その他会員が必要と認める事項
  - 2 新株予約権付社債券  
前号及び次条第1項第2号に掲げる項目
  - 3 不動産投資信託証券及び新投資口予約権証券（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券であるものに限る。）
    - イ 適格性
    - ロ 組入予定物件の投資方針との適合状況
    - ハ 投資法人及び物件の収益見通し
    - ニ 適正な開示及び調達する資金の用途
    - ホ 価格等の動向
    - ヘ その他会員が必要と認める事項
- 2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

## (参考4) 引受細則概要(公募増資時における引受審査項目の細目)

- 規則第17条第2項に規定する 上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の募集又は売出し に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目

1 適格性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</li></ul>
2 財政状態及び経営成績	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 財政状態の健全性及び資金繰り状況</li><li>・ 財政状態及び経営成績の変動理由分析</li><li>・ 公表された利益計画の達成状況</li></ul>
3 業績の見通し	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利益計画の策定根拠の妥当性</li><li>・ 利益計画の進捗状況</li><li>・ 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方</li></ul>
4 調達する資金の用途及びその効果(売出しの場合は当該売出しの目的)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 調達する資金の用途の妥当性(事業計画との整合等を踏まえた妥当性をいう。)</li><li>・ 調達する資金の用途の適切な開示</li><li>・ 過去に調達した資金の充当状況</li></ul>
5 株価等の動向	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 株価の推移</li><li>・ 売買高の推移</li><li>・ 株券等の流動性を踏まえた発行数量(売出しの場合は売出数量)の妥当性</li></ul>
6 企業内容等の適切な開示	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</li><li>・ 直近事業年度末以降の状況の適切な開示</li></ul>

# (参考4)引受細則概要(公募増資時における引受審査項目の細目)

- 規則第17条第2項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券又は新投資口予約権証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目

1 適格性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</li></ul>
2 組入予定物件の投資方針との適合状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 投資方針</li><li>・ 組入物件の内容(関係法令への適応、物件に係る契約及びエンジニアリングレポートの内容等)</li><li>・ 取得価格及び取得の経緯</li></ul>
3 投資法人及び物件の収益見通し	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 財政状態及び経営成績</li><li>・ 利益計画の策定根拠の妥当性</li><li>・ 成長性及び安定性</li><li>・ 公表された利益計画の達成状況</li></ul>
4 適正な開示及び調達する資金の用途	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</li><li>・ 調達する資金の用途の適切な開示</li><li>・ 過去に調達した資金の充当状況</li><li>・ 直近事業年度末以降の状況の適切な開示</li></ul>
5 価格等の動向	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 投資証券の価格の推移</li><li>・ 投資証券の売買高の推移</li><li>・ 投資証券の流動性を踏まえた発行数量(売出しの場合は売出数量)の妥当性</li></ul>

# 不動産等を信託財産とする受益証券発行信託 の引受けについて

2022年10月26日  
日本証券業協会

# 1. 検討の背景

- 不動産等を信託財産とする受益証券発行信託の引受けについては、2021年7月の営業ルール照会への回答のとおり、「有価証券の引受け等に関する規則」の規定を参考にしつつ、商品性の実態を勘案し取り扱われている  
(※) 2021年7月14日付け「不動産又は不動産信託受益権を信託財産とする受益証券発行信託の取扱について」
- 今般、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託の発行実績等を踏まえ、規則の整備等の必要性について検討することとしたい

## 【発行実績】

届出書提出日	ファンド名	アセット・マネージャー	引受人・取扱証券会社	発行価額の総額
2021年7月9日	ケネディクス・リアルティ・トークン渋谷神南	ケネディクス・インベストメント・パートナーズ	野村證券、SBI証券(引受け)	約14.1億円
2021年11月17日	不動産のデジタル証券～神戸六甲アイランドDC～	三井物産デジタル・アセットマネジメント	SBI証券(引受け)	約7.6億円
2022年2月21日	ケネディクス・リアルティ・トークン赤羽志茂	ケネディクス・インベストメント・パートナーズ	大和証券、SMBC日興証券(引受け)	約20.8億円
2022年2月25日	不動産のデジタル証券～草津温泉湯宿季の庭・お宿木の葉～	三井物産デジタル・アセットマネジメント	野村證券(募集の取扱い)	約20.8億円
2022年5月12日	不動産のデジタル証券～ALTERNAレジデンス 新宿中落合・経堂・門前仲町～	三井物産デジタル・アセットマネジメント	SBI証券(引受け)	約17.6億円
2022年7月1日	ケネディクス・リアルティ・トークンロンコプロフィットマート厚木Ⅰ	ケネディクス・インベストメント・パートナーズ	大和証券(引受け)	約66.3億円
2022年8月1日	不動産のデジタル証券～ALTERNAレジデンス 銀座・代官山～	三井物産デジタル・アセットマネジメント	野村證券(募集の取扱い)	約18.3億円

「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号の「株券等」は、不動産又は不動産信託受益権（「不動産等」）を信託財産とする受益証券発行信託（金融商品取引法第2条第1項第14号）を対象としていないが、当社が、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託のトークン化有価証券の募集の引受けに際し、営業ルール照会制度により「有価証券の引受け等に関する規則」の適用関係について以下の考え方で問題ないか確認したい。

## I. 照会事項

不動産等を信託財産とする受益証券発行信託のトークン化有価証券（以下「当該有価証券」という。）の募集の引受けに際し、「有価証券の引受け等に関する規則」の趣旨に沿った取扱いとして、同規則第2条第1号ホに掲げる「不動産投資信託証券」の募集の引受けを行う場合に準じて、同規則の引受審査等に係る規定を参考に、商品性の実態を勘案し対応を行うことで差し支えないか。

## II. 照会事項に対する当社の考え方及び照会理由

「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号の「株券等」には、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託は対象とならないものの、当該有価証券について、「有価証券の引受け等に関する規則」の規定を参考にしつつ、商品性の実態を勘案し取り扱うことが、適正な業務を行い、投資者保護を図る観点から適切であると考えます。

このことは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-2-2において、発行者に対する審査を的確に行うための態勢を適切に整備することが求められていることとも整合的である。

具体的には、当該有価証券の募集の引受けに係る引受審査項目は、「有価証券の引受け等に関する規則」第16条第1項第2号または第17条第1項第3号に掲げる「不動産投資信託証券」の審査項目を基準に、商品性の実態を勘案し項目を調整することが、同規則第19条の趣旨に鑑みて、適切であると考えます。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引に利用されるブロックチェーン等のネットワークの適否の判断に資する事項については、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-6-8記載の電子記録移転権利の「引受け等の審査に係る留意事項」を参考に、システムリスク評価を行い、適切に審査を行う。

## III. 照会事項に対する回答

貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

## 2. 御議論いただきたい事項

### ■ 現時点で考えられる検討事項・論点①

- 「受益証券発行信託」全体について議論するのではなく、「不動産等を信託財産とする受益証券発行信託」について議論することによいか

### ■ 現時点で考えられる検討事項・論点②

- 引受規則第2条第1号に規定する「株券等」に「不動産等を信託財産とする受益証券発行信託」を追加する

○ 引受規則第2条第1号に規定する「株券等」

- イ 株券
- ロ 新株予約権証券
- ハ 新株予約権付社債券
- ニ 優先出資証券
- ホ 不動産投資信託証券
- ヘ インフラファンド
- ト 新投資口予約権証券
- チ 外国株信託受益証券
- リ 外国インフラファンド信託受益証券

## 2. 御議論いただきたい事項

### ■ 現時点で考えられる検討事項・論点③

- 引受規則第2条第11号の「独立引受幹事会員」では、有価証券の区分に応じた規定がされており、有価証券の区分に「不動産等を信託財産とする受益証券発行信託」を追加する

#### ○ 引受規則第2条第11号に規定する「独立引受幹事会員」

主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等若しくは子法人等又は第11条の2第1項に規定する関係する発行者が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容（以下「発行価格等」という。）の決定に関する引受会員をいう。

- イ 株券、金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券である不動産投資信託証券及びインフラファンド 募集に係る発行価格
- ロ 新株予約権証券 募集に係る発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格
- ハ 新投資口予約権証券 新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格
- ニ 新株予約権付社債券 募集に係る発行価格及び利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格
- ホ 社債券等 募集に係る発行価格及び利率

※ 証券会社の親法人等・子法人等が発行する有価証券については、原則として当該証券会社が主幹事会社となることが禁止されているが、独立引受幹事が発行価格の決定に適切に関与している場合には、主幹事会社となることが可能(金商業等府令第153条第1項第4号二)

他方、金商業等府令第153条第1項第4号二の対象となる有価証券に「受益証券発行信託」が含まれていないことから、この点も整備が必要

#### ○ 金融商品取引業等に関する内閣府令

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。

イ～ハ (略)

- ニ 株券等(株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券をいう。)であって、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社…としてその引受けに係る発行価格…の決定に適切に関与しているもの

## 2. 御議論いただきたい事項

### ■ 現時点で考えられる検討事項・論点④

- 引受規則第9条第2項第4号では、証券会社の親法人等・子法人等が発行する有価証券の引受けに当たり、当該証券会社が主幹事となる場合、ブックビルディングによる発行価格等の決定を求めている
- 「不動産等を信託財産とする受益証券発行信託」についても、ブックビルディングによる価格決定を前提とすることでよいか

#### ○ 引受規則第9条第2項第4号の概要

引受会員は、金商業等府令第153条第1項第4号二の規定により、当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が新規公開において行う株券、不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）又はインフラファンド（同号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の募集の引受け、上場発行者として発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくは新株予約権付社債券の募集の引受け又は当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が発行する社債券等の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 4 発行価格等の決定に際しては、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。
  - イ 株券、不動産投資信託証券及びインフラファンド 第25条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。
  - ロ 新株予約権証券、新投資口予約権証券及び新株予約権付社債券 第25条に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。
  - ハ 社債券等 第25条に定めるブックビルディング又は第25条の2に定めるプレ・マーケティングにより発行価格等が決定されること。

### ■ 現時点で考えられる検討事項・論点⑤

- 証券会社の引受審査について、どのように考えるか。引受審査上、考慮すべき事項や留意事項はあるか  
(例)
  - ・ 営業照会ルールでは「REITの審査項目を基準に、商品性の実態を勘案し項目を調整」の旨が示されており、REITの審査項目を基準に検討することでよいか。
  - ・ 過去に発行実績も踏まえ、業界として目線を合わせるべき審査項目(規則上、求める審査項目)について、どのように考えるか。
  - ・ トークン化有価証券の特性を踏まえた引受審査としては、どのようなものが考えられるか

### ■ 現時点で考えられる検討事項・論点⑥

- 前述のほか、「不動産等を信託財産とする受益証券発行信託」の引受け等に当たり、考慮すべき事項や留意事項はあるか

(新規公開における引受審査項目)

第16条 引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券、外国株信託受益証券又は不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。

1 株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券

- イ 公開適格性
- ロ 企業経営の健全性及び独立性
- ハ 事業継続体制
- ニ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- ホ 財政状態及び経営成績
- ヘ 業績の見通し
- ト 調達する資金の用途（売出しの場合は当該売出しの目的）
- チ 企業内容等の適正な開示
- リ その他会員が必要と認める事項

2 不動産投資信託証券

- イ 公開適格性
- ロ 資産運用の健全性
- ハ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- ニ 組入予定物件の投資方針との適合状況
- ホ 投資法人及び物件の収益見通し
- ヘ 適正な開示
- ト その他会員が必要と認める事項

2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

## (参考2) 引受細則概要(新規公開における引受審査項目の細目)

- 規則第16条第2項に規定する[不動産投資信託証券の新規公開](#)に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目

<p>1 公開適格性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資法人、資産運用会社及びその親会社等の事業の適法性及び社会性</li> <li>・ 投資法人の執行役員、資産運用会社の経営者及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識</li> <li>・ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</li> <li>・ 上場するに当たっての市場の利用目的の健全性</li> </ul>
<p>2 資産運用の健全性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産運用会社及びその親会社等との関係</li> <li>・ 資産運用会社、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制</li> <li>・ 「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第1号に規定する特定資産の売買等に関する手続き</li> <li>・ 利害関係人との取引の必要性及び取引条件の妥当性</li> </ul>
<p>3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資法人の執行役員及び資産運用会社の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行の状況</li> <li>・ 投資法人の監督役員及び資産運用会社の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能の状況</li> <li>・ 資産運用会社の内部管理体制（運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。）の運用状況</li> </ul>
<p>4 組入予定物件の投資方針との適合状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資方針</li> <li>・ 組入物件の内容（関係法令への適応、物件に係る契約及びエンジニアリングレポート（建物の状況、リスク等の調査に関する報告書をいう。以下同じ。）の内容等をいう。）</li> <li>・ 取得価格及び取得の経緯</li> </ul>
<p>5 投資法人及び物件の収益見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政状態及び経営成績</li> <li>・ 利益計画の策定根拠の妥当性</li> <li>・ 成長性及び安定性</li> </ul>
<p>6 適正な開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資法人及び資産運用会社の法定開示制度及び適時開示制度への適応力</li> <li>・ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</li> <li>・ 調達する資金の使途の適切な開示</li> </ul>

(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)

第17条 引受会員は、上場発行者が発行する株券等（インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券を除く。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。

- 1 株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券
    - イ 適格性
    - ロ 財政状態及び経営成績
    - ハ 業績の見通し
    - ニ 調達する資金の用途及びその効果（売出しの場合は当該売出しの目的）
    - ホ 株価等の動向
    - ヘ 企業内容等の適切な開示
    - ト その他会員が必要と認める事項
  - 2 新株予約権付社債券  
前号及び次条第1項第2号に掲げる項目
  - 3 不動産投資信託証券及び新投資口予約権証券（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券であるものに限る。）
    - イ 適格性
    - ロ 組入予定物件の投資方針との適合状況
    - ハ 投資法人及び物件の収益見通し
    - ニ 適正な開示及び調達する資金の用途
    - ホ 価格等の動向
    - ヘ その他会員が必要と認める事項
- 2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

# (参考4)引受細則概要(公募増資時における引受審査項目の細目)

- 規則第17条第2項に規定する 上場発行者が発行する不動産投資信託証券又は新投資口予約権証券の募集又は売出し に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目

1 適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</li> </ul>
2 組入予定物件の投資方針との適合状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資方針</li> <li>・ 組入物件の内容（関係法令への適応、物件に係る契約及びエンジニアリングレポートの内容等）</li> <li>・ 取得価格及び取得の経緯</li> </ul>
3 投資法人及び物件の収益見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政状態及び経営成績</li> <li>・ 利益計画の策定根拠の妥当性</li> <li>・ 成長性及び安定性</li> <li>・ 公表された利益計画の達成状況</li> </ul>
4 適正な開示及び調達する資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</li> <li>・ 調達する資金の用途の適切な開示</li> <li>・ 過去に調達した資金の充当状況</li> <li>・ 直近事業年度末以降の状況の適切な開示</li> </ul>
5 価格等の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資証券の価格の推移</li> <li>・ 投資証券の売買高の推移</li> <li>・ 投資証券の流動性を踏まえた発行数量（売出しの場合は売出数量）の妥当性</li> </ul>

日証協（自）2021 第 55 号  
日証協（エ）2021 第 47 号  
2021 年 7 月 14 日

内部管理統括責任者 殿

日 本 証 券 業 協 会  
自主規制本部長 松本昌男

## 不動産又は不動産信託受益権を信託財産とする受益証券発行信託の取扱いについて

### — 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 —

標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、協会員から照会のあった下記Ⅰの照会事項について、下記Ⅲのとおり回答いたしましたので、御通知いたします。

#### 記

「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号の「株券等」は、不動産又は不動産信託受益権（「不動産等」）を信託財産とする受益証券発行信託（金融商品取引法第2条第1項第14号）を対象としていないが、当社が、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託のトークン化有価証券の募集の引受けに際し、営業ルール照会制度により「有価証券の引受け等に関する規則」の適用関係について以下の考え方で問題ないか確認したい。

#### Ⅰ. 照会事項

不動産等を信託財産とする受益証券発行信託のトークン化有価証券（以下「当該有価証券」という。）の募集の引受けに際し、「有価証券の引受け等に関する規則」の趣旨に沿った取扱いとして、同規則第2条第1号ホに掲げる「不動産投資信託証券」の募集の引受けを行う場合に準じて、同規則の引受審査等に係る規定を参考に、商品性の実態を勘案し対応を行うことで差し支えないか。

#### Ⅱ. 照会事項に対する当社の考え方及び照会理由

「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号の「株券等」には、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託は対象とならないものの、当該有価証券について、「有価証券の引受け等に関する規則」の規定を参考にしつつ、商品性の実態を勘案し取り扱うことが、適正な業務を行い、投資者保護を図る観点から適切であると考えます。

このことは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-2-2において、発行者に対する審査を的確に行うための態勢を適切に整備することが求められていることとも整合的である。

具体的には、当該有価証券の募集の引受けに係る引受審査項目は、「有価証券の引受け等に関する規則」第16条第1項第2号または第17条第1項第3号に掲げる「不動産投資信託証券」の審査項目を基準に、商品性の実態を勘案し項目を調整することが、同規則第19条の趣旨に鑑みて、適切であると考えます。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引に利用されるブロックチェーン等のネットワークの適否の判断に資する事項については、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-6-8記載の電子記録移転権利の「引受け等の審査に係る留意事項」を参考に、システムリスク評価を行い、適切に審査を行う。

### Ⅲ. 照会事項に対する回答

貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：日本証券業協会 エクイティ市場部（TEL 03-6665-6770）

## 参考条文

### 目次

#### 有価証券上場規程

（第6編における定義）	2
（上場審査の形式要件）	2
（上場審査）	3
（上場ベンチャーファンドに関する情報の開示）	4
（上場廃止基準）	7

#### 有価証券の引受け等に関する規則

（定義）	10
（主幹事会員となるための要件等）	11
（独立引受幹事会員となるための要件等）	12
（独立引受幹事会員の変更）	13
（新規公開における引受審査項目）	13
（上場発行者による公募増資等における引受審査項目）	14

#### 「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則

（新規公開における引受審査項目の細目）	14
（上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目）	17

#### 金融商品取引法

（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）	19
------------------------	----

#### 金融商品取引業等に関する内閣府令

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）	20
---------------------------------	----

## 有価証券上場規程

### (第6編における定義)

#### 第1201条

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (8) 上場ベンチャーファンド 当取引所に上場しているベンチャーファンドをいう。
- (14) ベンチャーファンド 法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であつて、投資者の資金を主として未公開株等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

### (上場審査の形式要件)

#### 第1305条

ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

- (1) 新規上場申請に係るベンチャーファンド資産運用会社が、一般社団法人投資信託協会の会員であること。
- (2) 新規上場申請銘柄が、次のaからhまでに適合していること。
  - a 運用資産等の比率  
運用資産等の総額に占める未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額（以下「未公開株等投資額」という。）の比率（以下「未公開株等投資比率」という。）が70%以上となり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額（以下「特定未公開株等投資額」という。）の比率（以下「特定未公開株等投資比率」という。）が50%以上となる見込みのあること。
  - b 上場投資口口数  
上場投資口口数が、上場の時までに2,000単位以上となる見込みのあること。
  - c 純資産総額  
純資産総額が、上場の時までに30億円以上となる見込みのあること。
  - d 投資口の分布状況  
次の(a)及び(b)に適合すること。
    - (a) 大口投資主が所有する投資口の総口数が、上場の時までに、上場投資口口数の80%以下になる見込みのあること。
    - (b) 大口投資主を除く1単位以上の投資口を所有する投資主の数が、上場の時までに300人以上となる見込みのあること。
  - e 虚偽記載又は不適正意見等  
次の(a)及び(b)に適合していること。
    - (a) 最近2年間に終了する各営業期間（当該新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の設立後の期間に限る。以下このeにおいて同じ。）の財務諸表等又は各営業期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。
    - (b) 最近2年間に終了する各営業期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する営業期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限

定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

f 規約等の記載事項

新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（（e）ロにおいては、これに類する書類を含む。）において、次の（a）から（g）までに掲げる事項が記載されていること。

- (a) 未公開株等投資比率を70%以上とする旨及び特定未公開株等投資比率を原則として50%以上とする旨
  - (b) 未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
  - (c) 次のイ又はロのいずれかに掲げる事項
    - イ 特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨
    - ロ 未公開株等又は未公開株等関連資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の15%を超えて投資せず、その他の資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨
  - (d) 配当可能利益を超えて金銭の分配をしない旨
  - (e) 次のイ又はロのいずれかに掲げる事項
    - イ 資金の借入れ及び投資法人債券の募集をしない旨
    - ロ 投資法人の規約又はこれに類する書類において、原則として総資産有利子負債比率が20%以下となる運用方針であること、資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係るリスク管理方針並びに資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係る目的、限度額及び使途に関する事項が定められていること。
  - (f) 投資主の請求による投資口の払戻しをしない旨
  - (g) 営業期間として定める期間が6か月以上であること。
- g 指定振替機関における取扱い
- 指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までには取扱いの対象となる見込みのあること。
- h 投資主名簿等管理人の設置
- 投資信託法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人が当取引所の承認する機関として施行規則で定めるものであること。

**（上場審査）**

**第1306条**

ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するかどうかについて行うものとする。

- (1) 運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を適正に行うことができる状況にあること。
- (2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が、当該ベンチャーファンドに関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。
- (3) その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。
  - 2 前項各号に適合するかどうかの審査は、ベンチャーファンドの新規上場申請書類（第1304条の規定に基づき新規ベンチャーファンド上場申請者が提出した書類をいう。）及び質問に基づき行うものとする。
  - 3 第1項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

#### （上場ベンチャーファンドに関する情報の開示）

#### 第1312条

上場ベンチャーファンド発行者等は、当該上場ベンチャーファンド、上場ベンチャーファンド発行者等及び上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する情報の適時開示を行わなければならない。

- 2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

- (1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次のaからnまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
  - a 投資口の併合又は分割
  - b 投資口の追加発行又は売出し
  - bの2 投資法人債の募集又は資金の借入れ
  - c 合併
  - d 規約の変更又は解散
  - e 国内の金融商品取引所に対するベンチャーファンドの上場の廃止に係る申請
  - f 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
  - g 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動
  - h 未公開株等評価機関の異動
  - i 役員等の異動
  - j 金銭の分配
  - k 1単位の投資口数の変更
  - l 投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこと。
  - m 投資信託法第136条第2項の規定に基づき、損失の全部又は一部を出資総額等から控除すること。

- n a から前mまでに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に、次の a から k までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 業務改善命令、登録の取消しその他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
  - b 法令上の解散事由への該当
  - c 法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
  - d 純資産の額が投資信託法第 124 条第 1 項に定める基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。  
d の 2 総資産有利子負債比率が 20%を超えた場合  
d の 3 総資産有利子負債比率が 20%を超えた状態において、総資産有利子負債比率が 20%以下になった場合
  - e 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号 g の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
  - f 未公開株等評価機関の異動（業務執行を決定する機関が、当該未公開株等評価機関の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号 h の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
  - g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。
  - h 投資主による投資主総会の招集の請求
  - i 投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知の受領その他投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこととなったこと。
  - j 投資主による投資証券の発行の差止めの請求
  - k a から前 j に掲げる事実のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次の a から i までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
- a 国内の金融商品取引所に対するベンチャーファンドの上場の廃止に係る申請

- b 合併
  - c 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
  - d 解散（合併による解散を除く。）
  - e 資産の運用に係る業務の廃止
  - f 会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
  - g 事業の全部の譲渡
  - h 法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
  - hの2 投資方針又はリスク管理方針の変更
  - i aから前hまでに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (4) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社に、次のaからeまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 業務改善命令、登録の取消しその他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
  - b 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなること。
  - c 当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社でなくなること。
  - d 債権者その他の当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て
  - e aから前dまでに掲げる事実のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- 3 上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する情報の適時開示については、上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項にあつては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
- (1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次のa又はbに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
- a 運用資産等に係る資産の譲渡又は取得
  - b 前aに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 運用資産等に次のaからdまでに掲げる事実が発生した場合
- a 未公開株等が金融商品取引所に上場されることとなった場合（当該上場が延期されることとなった場合又は取り消されることとなった場合を含む。）
  - b 国内の金融商品取引所に上場されている株券等又は外国金融商品取引所等に上場若しくは継続的に取引されている株券等が上場廃止又は登録取消しされることとなった場合

- c 未公開株等若しくは未公開株等関連資産の発行者又は発行者以外の者が未公開株等又は未公開株等関連資産の発行者の破産手続開始、再生手続若しくは更生手続開始の申立てを行った場合又はこれに準ずる状態として施行規則で定める場合
  - d a から前 c までに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- 4 上場ベンチャーファンド発行者等は、上場ベンチャーファンドに係る営業期間又は中間営業期間に係るファンドの決算の内容（施行規則で定める情報を含む。）が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- 5 上場ベンチャーファンド発行者等は、当該上場ベンチャーファンドの1口当たり純資産額を、週1回開示しなければならない。
- 6 上場ベンチャーファンド発行者等は、運用資産等に関する次の各号に掲げる事項を、月1回開示しなければならない。
- (1) 上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等の銘柄
  - (2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者の概要
  - (3) 直近の運用状況及び短期的な運用方針
  - (4) 上場後5年を経過した継続保有株券等の保有理由及び運用方針
- 7 第412条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等の情報の開示に係る審査等について準用する。
- 8 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条、第417条及び第443条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。

#### （上場廃止基準）

#### 第1318条

上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

- (1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次の a から c までのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。
  - a 法令上の解散事由への該当
  - b 法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
  - c 未公開株等評価機関への委託を行わなくなった場合
- (2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次の a から c までのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が「ベンチャーファンド上場契約書」を提出するほか、当該上場ベンチャーファンドが第1306条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

- a 投資法人の資産の運用に係る業務に必要な免許、認可又は登録等が、失効、取消し又は登録変更等を受け、資産運用会社としての業務を行わないこととなった場合
  - b 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
  - c 当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社でなくなった場合
- 2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。  
この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。
- (1) 運用資産等の比率  
上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が70%未満又は特定未公開株等投資比率が50%未満となった場合において、1年以内に未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないとき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
- (2) 上場投資口数  
上場投資口数が2,000単位未満である場合
- (3) 売買高  
毎年の12月末日以前1年間の売買高が60単位未満である場合
- (4) 有価証券報告書等の提出遅延  
2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- (5) 虚偽記載又は不適正意見等  
次のa又はbに該当する場合
- a 上場ベンチャーファンドに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認める場合
  - b 上場ベンチャーファンドに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（施行規則で定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき
- (6) 上場契約違反等  
上場ベンチャーファンド発行者等が上場契約に関する重大な違反を行った場合として施行規則で定める場合、第1304条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合。ただし、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が、前項第2号ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(7) 規約等の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（e（b）においてはこれに類する書類を含む。）において、次のaからgまでのいずれかに掲げる変更が行われる場合

- a 未公開株等投資比率を70%以上とする旨又は特定未公開株等投資比率を原則として50%以上とする旨の定めがなくなること。
- b 未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨の定めがなくなること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
- c 次の（a）又は（b）のいずれの定めもなくなること。
  - （a） 特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨
  - （b） 未公開株等又は未公開株等関連資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の15%を超えて投資せず、その他の資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨
- d 配当可能利益を超えて金銭の分配をしない旨の定めがなくなること。
- e 次の（a）又は（b）のいずれの定めもなくなること。
  - （a） 資金の借入れ及び投資法人債券の募集をしない旨の定め
  - （b） 投資法人の規約又はこれに類する書類において、原則として総資産有利子負債比率が20%以下となる運用方針であること及び資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係るリスク管理方針並びに資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係る目的、限度額及び用途に関する事項の定め
- f 投資主の請求により投資口の払戻しを行えることとなること。
- g 営業期間が6か月未満となる場合

(8) 資金の借入れ及び投資法人債券の募集の取扱い

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において総資産有利子負債比率が20%を超えた場合において、1年以内に総資産有利子負債比率が20%以下とならないとき

(9) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(10) 投資主名簿等管理人の設置

投資主名簿に関する事務を第1305条第2号hに規定する当取引所の承認する機関に委託しないこととなった場合又は委託しないことが確実となった場合

(11) 反社会的勢力の関与

上場ベンチャーファンド発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する投資主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当取引所が認めるとき

(12) その他

- 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合
- 3 前項第1号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る毎営業期間の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。
  - 4 第605条の規定は、前3項の規定に基づく上場廃止に係る審査について準用する。

## 有価証券の引受け等に関する規則

### (定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 株 券 等

次に掲げる有価証券をいう。

- イ 株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ロ 新株予約権証券（外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ハ 新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ニ 優先出資証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項第7号に掲げる有価証券をいい、外国法人の発行する証券又は証書で優先出資証券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ホ 不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）
- ヘ インフラファンド（金商法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券若しくは外国投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券若しくは外国投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）
- ト 新投資口予約権証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる新投資口予約権証券であって、当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券又はインフラファンドであるものに限る。以下同じ。）
- チ 外国株信託受益証券（金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券（金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。）であるものをいう。以下同じ。）
- リ 外国インフラファンド信託受益証券（金商法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国インフラファンド（インフラファンドのうち金商法第2条第1項第10号に掲げる外国投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる外国投資証券であるものをいう。以下同じ。）であるものをいう。以下同じ。）

#### 11 独立引受幹事会員

主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等若しくは子法人等又は第11条の2第1項に規定する関係する発行者が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容（以下「発行価格等」という。）の決定に関与

する引受会員をいう。

- イ 株券、金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券である不動産投資信託証券及びインフラファンド 募集に係る発行価格
- ロ 新株予約権証券 募集に係る発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格
- ハ 新投資口予約権証券 新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格
- ニ 新株予約権付社債券 募集に係る発行価格及び利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格
- ホ 社債券等 募集に係る発行価格及び利率

#### (主幹事会員となるための要件等)

- 第9条** 引受会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ハの規定により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が発行する新株予約権付社債券又は社債券等の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 1 発行価格等の決定に際し、公正で透明性の高いものとするため、第25条に定めるブックビルディング又は第25条の2に定めるプレ・マーケティングにより発行価格等の決定が行われること。
  - 2 第25条に定めるブックビルディング又は第25条の2に定めるプレ・マーケティングを適切に行うために必要な事項を社内規則に定めること。
  - 3 金融商品取引法上の開示書類において細則で定める事項が公表されるよう親法人等又は子法人等に要請すること。
  - 4 第2号に基づき定められた社内規則の遵守状況について、定期的に検査又は監査を行うこと。
- 2 引受会員は、金商業等府令第153条第1項第4号ニの規定（同条第1項第4号イからハまでに該当するものを除く。）により、当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が新規公開において行う株券、不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）又はインフラファンド（同号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の募集の引受け、上場発行者として発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくは新株予約権付社債券の募集の引受け又は当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が発行する社債券等の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 1 発行者及び独立引受幹事会員との間において、細則で定める引受審査の手続きに係る契約を締結すること。
  - 2 独立引受幹事会員に、主幹事会員が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行わせること。
  - 3 独立引受幹事会員を発行価格等の決定に関与させ、主幹事会員が行った発行価格等の妥当性についても確認を行わせること。
  - 4 発行価格等の決定に際しては、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満た

すこと。

イ 株券、不動産投資信託証券及びインフラファンド 第25条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。

ロ 新株予約権証券、新投資口予約権証券及び新株予約権付社債券 第25条に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。

ハ 社債券等 第25条に定めるブックビルディング又は第25条の2に定めるプレ・マーケティングにより発行価格等が決定されること。

5 発行者の発表資料等において細則で定める事項が公表されること。

#### (独立引受幹事会員となるための要件等)

**第10条** 前条第2項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

1 主幹事会員又は発行者（以下「主幹事会員等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。

2 主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の100分の5以上の数の対象議決権（金商法第29条の4第2項に規定する対象議決権をいい、同条第5項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していないこと。

3 その総株主等の議決権の100分の5以上の数の対象議決権を主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。

4 次に掲げる者が主幹事会員等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。

イ その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）

及び主要株主（金商業等府令第91条第1項第2号に規定する主要株主をいう。）

ロ イに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）

ハ 自己並びにイ及びロに掲げる者が、他の会社等（金商法施行令第15条の16第3項に規定する会社等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の過半数の数の議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員

ニ その役員であった者（役員でなくなった日から2年を経過するまでの者に限る。）及び使用人

5 その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会員等についての前号イからニまでに掲げる者が占めていないこと。

6 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。

イ 株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券 発行決議日前5年以上株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券のいずれかの引受業務に従事し、かつ、発行決議日前2年以内に株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券のいずれかの主幹事会員としての実績があること。

ロ 不動産投資信託証券、インフラファンド、新投資口予約権証券 発行決議日前5年以上引受業務に従事し、かつ、発行決議日2年以内に主幹事会員としての実績があること。

ハ 社債券 発行に係る条件を決定する日前5年以上社債券の引受業務に従事し、かつ、発行に係る条件を決定する日前2年以内に社債券の主幹事会員としての実績があること。

ニ 投資法人債券 発行に係る条件を決定する日前5年以上引受業務に従事し、かつ、発行に係る条

件を決定する日前2年以内に主幹事会員としての実績があること。

#### (独立引受幹事会員の變更)

**第11条** 第9条第2項の規定の適用を受ける引受けにおいて、独立引受幹事会員の追加（新たに独立引受幹事会員が加わることをいう。）、交代（すべての独立引受幹事会員が取り止め、かつ独立引受幹事会員が追加されることをいう。以下この条において同じ。）又は減少（複数の独立引受幹事会員が置かれた場合において一部の独立引受幹事会員が取り止めることをいう。以下この条において同じ。）があった場合は、当該引受けにおける主幹事会員は、次の各号に掲げるところにより、当該引受けを取り扱わなければならない。

- 1 主幹事会員は、第9条第2項第1号に規定する契約の締結日以後、発行決議日（社債券等の発行登録を行う場合その他やむを得ない場合にあっては、発行に係る条件を決定する日。第3号及び第4号において同じ。）までの間に当該契約を締結した独立引受幹事会員の追加又は減少があった場合は、その理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。
- 2 前号に掲げる期間に独立引受幹事会員が交代する場合に、追加された独立引受幹事会員は細則第4条に規定する引受審査の開始時期から引受審査を行うこと。
- 3 発行決議日以後に独立引受幹事会員の追加があった場合は、その理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。
- 4 発行決議日以後に独立引受幹事会員の交代又は減少があった場合は、当該引受けを中止すること。

#### (新規公開における引受審査項目)

**第16条** 引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券、外国株信託受益証券又は不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。

- 1 株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券
  - イ 公開適格性
  - ロ 企業経営の健全性及び独立性
  - ハ 事業継続体制
  - ニ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
  - ホ 財政状態及び経営成績
  - ヘ 業績の見通し
  - ト 調達する資金の使途（売出しの場合は当該売出しの目的）
  - チ 企業内容等の適正な開示
  - リ その他会員が必要と認める事項
- 2 不動産投資信託証券
  - イ 公開適格性
  - ロ 資産運用の健全性
  - ハ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況

- ニ 組入予定物件の投資方針との適合状況
  - ホ 投資法人及び物件の収益見通し
  - ヘ 適正な開示
  - ト その他会員が必要と認める事項
- 2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

#### （上場発行者による公募増資等における引受審査項目）

**第 17 条** 引受会員は、上場発行者が発行する株券等（インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券を除く。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。

- 1 株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券
    - イ 適格性
    - ロ 財政状態及び経営成績
    - ハ 業績の見通し
    - ニ 調達する資金の用途及びその効果（売出しの場合は当該売出しの目的）
    - ホ 株価等の動向
    - ヘ 企業内容等の適切な開示
    - ト その他会員が必要と認める事項
  - 2 新株予約権付社債券
    - 前号及び次条第 1 項第 2 号に掲げる項目
  - 3 不動産投資信託証券及び新投資口予約権証券（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券であるものに限る。）
    - イ 適格性
    - ロ 組入予定物件の投資方針との適合状況
    - ハ 投資法人及び物件の収益見通し
    - ニ 適正な開示及び調達する資金の用途
    - ホ 価格等の動向
    - ヘ その他会員が必要と認める事項
- 2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

### 「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則

#### （新規公開における引受審査項目の細目）

**第 9 条** 規則第 16 条第 2 項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。

- 1 公開適格性
  - イ 事業の適法性及び社会性
  - ロ 会社の経営理念及び経営者の法令遵守やリスク管理等に対する意識

- ハ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
- ニ 上場するに当たっての市場の利用目的の健全性
- 2 企業経営の健全性及び独立性
  - イ 関連当事者（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第31号ハにて規定する人的関係会社を含む。）との取引の必要性、取引条件の妥当性
  - ロ 親会社等（法人の親会社及び法人が他の法人の関連会社である場合における当該他の法人をいう。以下同じ。）からの独立性
  - ハ 関係会社への出資構成及び当該出資先の管理状況
- 3 事業継続体制
  - イ 企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況
  - ロ 事業推進に必要な知的財産権の保護の状況、他社の権利侵害の状況
  - ハ 事業継続に当たって重要な契約の締結状況、権利の確保の状況
- 4 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
  - イ 会社の機関設計の妥当性（会社規模、事業リスク等に照らした機関設計の妥当性をいう。）
  - ロ 代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（指名委員会等設置会社の場合には、代表執行役員及び執行役等の責任遂行をいう。）の状況
  - ハ 監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能（指名委員会等設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいい、監査等委員会設置会社の場合には、監査等委員会の責任遂行及び内部監査機能をいう。）の状況
  - ニ 内部管理体制（売上債権管理、予算管理、労務管理及びシステム管理等についての組織及び社内規則の体制をいう。）の運用状況及び牽制機能
- 5 財政状態及び経営成績
  - イ 財政状態の健全性及び資金繰り状況
  - ロ 財政状態及び経営成績の変動理由分析
- 6 業績の見通し
  - イ 利益計画の策定根拠の妥当性
  - ロ 利益計画の進捗状況
  - ハ 企業の成長性及び安定性
  - ニ 剰余金の配当に関する考え方
- 7 調達する資金の使途（売出しの場合は当該売出しの目的をいう。以下この号において同じ。）
  - イ 調達する資金の使途の妥当性（事業計画との整合等を踏まえた妥当性をいう。）
  - ロ 調達する資金の使途の適切な開示
- 8 企業内容等の適正な開示
  - イ 法定開示制度及び適時開示制度への適応力
  - ロ 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
- 2 規則第16条第2項に規定する不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の新規公開に際して引受けを行う場合における引受

審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。

1 公開適格性

- イ 投資法人、資産運用会社及びその親会社等の事業の適法性及び社会性
- ロ 投資法人の執行役員、資産運用会社の経営者及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識
- ハ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
- ニ 上場するに当たっての市場の利用目的の健全性

2 資産運用の健全性

- イ 資産運用会社及びその親会社等との関係
- ロ 資産運用会社、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制
- ハ 「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第1号に規定する特定資産の売買等に関する手続き
- ニ 利害関係人との取引の必要性及び取引条件の妥当性

3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況

- イ 投資法人の執行役員及び資産運用会社の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（指名委員会等設置会社の場合には、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。）の状況
- ロ 投資法人の監督役員及び資産運用会社の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能（指名委員会等設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいい、監査等委員会設置会社の場合には、監査等委員会の責任遂行及び内部監査機能をいう。）の状況
- ハ 資産運用会社の内部管理体制（運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。）の運用状況

4 組入予定物件の投資方針との適合状況

- イ 投資方針
- ロ 組入物件の内容（関係法令への適応、物件に係る契約及びエンジニアリングレポート（建物の状況、リスク等の調査に関する報告書をいう。以下同じ。）の内容等をいう。）
- ハ 取得価格及び取得の経緯

5 投資法人及び物件の収益見通し

- イ 財政状態及び経営成績
- ロ 利益計画の策定根拠の妥当性
- ハ 成長性及び安定性

6 適正な開示

- イ 投資法人及び資産運用会社の法定開示制度及び適時開示制度への適応力
- ロ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
- ハ 調達する資金の使途の適切な開示

(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)

**第10条** 規則第17条第2項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。

1 適 格 性

反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無

2 財政状態及び経営成績

イ 財政状態の健全性及び資金繰り状況

ロ 財政状態及び経営成績の変動理由分析

ハ 公表された利益計画の達成状況

3 業績の見通し

イ 利益計画の策定根拠の妥当性

ロ 利益計画の進捗状況

ハ 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方

4 調達する資金の用途及びその効果（売出しの場合は当該売出しの目的をいう。以下この号において同じ。）

イ 調達する資金の用途の妥当性（事業計画との整合等を踏まえた妥当性をいう。）

ロ 調達する資金の用途の適切な開示

ハ 過去に調達した資金の充当状況

5 株価等の動向

イ 株価の推移

ロ 売買高の推移

ハ 株券等の流動性を踏まえた発行数量（売出しの場合は売出数量）の妥当性

6 企業内容等の適切な開示

イ 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性

ロ 直近事業年度末以降の状況の適切な開示

2 規則第17条第2項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券又は新投資口予約権証券（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券であるものに限る。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。

1 適 格 性

反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無

2 組入予定物件の投資方針との適合状況

イ 投資方針

ロ 組入物件の内容（関係法令への適応、物件に係る契約及びエンジニアリングレポートの内容等）

ハ 取得価格及び取得の経緯

3 投資法人及び物件の収益見通し

イ 財政状態及び経営成績

- ロ 利益計画の策定根拠の妥当性
- ハ 成長性及び安定性
- ニ 公表された利益計画の達成状況
- 4 適正な開示及び調達する資金の使途
  - イ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
  - ロ 調達する資金の使途の適切な開示
  - ハ 過去に調達した資金の充当状況
  - ニ 直近事業年度末以降の状況の適切な開示
- 5 価格等の動向
  - イ 投資証券の価格の推移
  - ロ 投資証券の売買高の推移
  - ハ 投資証券の流動性を踏まえた発行数量（売出しの場合は売出数量）の妥当性

## 金融商品取引法

### (親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

**第四十四条の三** 金融商品取引業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 当該金融商品取引業者との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。
- 三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

2 登録金融機関又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 その親法人等又は子法人等との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件として当該登録金融機関がその顧客に対して信用を供与しながら、当該顧客との間で第三十三条第二項第四号ロに掲げる行為をすること。
- 三 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は登録金融機関業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 金融商品取引業等に関する内閣府令

### (金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

**第一百五十三条** 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。

イ 金融商品取引所において六月以上継続して上場されている株券（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社の全てが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が六月に満たないものであって、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株券がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が六月以上であるものを含む。）又は金融商品取引所において六月以上継続して上場されている投資証券（新設合併により設立された投資法人（当該新設合併により消滅した全ての投資法人の発行していた投資証券が当該新設合併に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する投資証券が当該新設合併に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が六月に満たないものであって、当該上場されている期間と、当該新設合併に伴い上場を廃止された投資証券がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が六月以上であるものを含む。）であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

- (1) 上場日（金融商品取引所に上場されている株券又は投資証券に該当することとなった日をいう。（2）及び（3）において同じ。）が発行日（当該有価証券の引受けに係る有価証券が発行される日をいう。（2）及び（3）並びにハ（3）において同じ。）の三年六月前の日以前の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券又は発行済投資証券について、当該発行日前六月のいずれかの日（以下イ及びハにおいて「算定基準日」という。）以前三年間の取引所金融商品市場における売買金額（（2）及び（3）において単に「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日、当該算定基準日の属する年（以下（1）及び（2）において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（取引所金融商品市場における時価総額をいう。（2）及び（3）において同じ。）の合計を三で除した額が百億円以上であること。
- (2) 上場日が発行日の三年六月前の日後の日であって二年六月前の日以前の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券又は発行済投資証券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除した額が百億円以上であること。
- (3) 上場日が発行日の二年六月前の日後の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券又は発行済投資証券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日における時価総額が百億円以上であること。

ロ 新株予約権証券又は新投資口予約権証券であって、新株予約権又は新投資口予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券又は投資証券がイに該当するもの

ハ 新株予約権付社債券（新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するものに限る。）若しくは社債券（新株予約権付社債券を除く。以下ハにおいて同じ。）又は投資法人債券であって、その発行者が次に掲げる要件の全てを満たすもの

（１） 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。（２）及び（３）において同じ。）を提出することにより発行し、又は交付された社債券又は投資法人債券（金融商品取引所において六月以上継続して上場されていたもの又は認可金融商品取引業協会によって六月以上継続的に売買の価格若しくは気配相場の価格が公表されていたものに限る。（２）及び（３）において同じ。）について、算定基準日以前一年間の取引所金融商品市場における売買高の総額が百億円以上であること又は認可金融商品取引業協会によって算定基準日以前一年間の売買高の総額が百億円以上であることが公表されていること。

（２） 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券若しくは投資法人債券の算定基準日における券面総額又は振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条に規定する振替社債をいう。（３）において同じ。）若しくは振替投資法人債（同法百十六条に規定する振替投資法人債をいう。（３）において同じ。）の総額が二百五十億円以上であること。

（３） 当該発行者が本邦において発行日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券若しくは投資法人債券の券面総額又は振替社債若しくは振替投資法人債の総額が百億円以上であること。

ニ 株券等（株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社（第四百七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。）としてその引受けに係る発行価格（新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口予約権証券にあつては新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあつては利率を含む。）の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）

（１） 法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行うことについて法第二十九条の登録を受けていること。

（２） 有価証券の引受けに係る業務に関する十分な経験を有すること。

（３） 主幹事会社又は当該株券等の発行者（以下ニにおいて「主幹事会社等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。

- (4) 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。（5）において同じ。）を保有していないこと。
- (5) その総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権を主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。
- (6) 次に掲げる者が、主幹事会社等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下（6）及び（7）において同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。
  - (i) その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下（6）において同じ。）及び主要株主
    - (i i) (i) に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）
    - (i i i) 自己並びに（i）及び（i i）に掲げる者が、他の会社等（令第十五条の十六第三項に規定する会社等をいう。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員
    - (i v) その役員であった者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人
- (7) その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会社等についての（6）（i）から（i v）までに掲げる者が占めていないこと。

五 有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧客に当該有価証券（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあつては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において同じ。）の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしていることを知りながら、当該金融商品取引業者が当該顧客に当該有価証券を売却すること。

六 有価証券（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。）の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあつては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において同じ。）を売却すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等である信託会社又は信託業務を営む金融機関に運用方法が特定された金銭の信託（当該金銭の信託の委託者が当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。）に係る信託財産をもって当該有価証券を取得させる場合

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が金融商品取引業又は登録金融機関業務の顧客（当該顧客が当該親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。）から当該有価証券の売買に関する注文を受け、当該親法人等又は子法人等がその相手方となって当該売買を成立させるために当該有価証券を取得させる場合

ハ 当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則で定めるところにより、有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際して行う

当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査を行った場合において、当該調査により当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握され、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務に係る委託を行う場合であって、第二百八十一条第十二号イからハまで若しくは金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第百十八条第九号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

ハ 当該金融商品取引業者の親銀行等又は子銀行等に金融商品仲介業務に係る委託を行う場合であって、第二百二十三条第一項第二十四号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合又は同項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

ニ 当該金融商品取引業者の親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第六十六条第三項に規定する所属組合、農林中央金庫又は金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する相手方金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であって、次の（１）若しくは（２）に掲げる情報を受領する場合又は次の（３）若しくは（４）に掲げる情報を提供する場合

（１） 当該金融商品取引業者が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報

（２） 当該金融商品取引業者が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報

（３） 当該金融商品取引業者が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業を行うために所属金融機関に対し提供する必要があると認められる情報

（４） 当該金融商品取引業者が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業により知り得た情報であって、当該金融商品取引業者が法令を遵守するため、当該所属金融機関に提供する必要があると認められる情報

ホ 次の（１）から（５）までに掲げるものを算出するため当該金融商品取引業者がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合

（１） 銀行法第十三条第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、労働金庫法第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の規定において準用する場合を含む。）に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

- (2) 保険業法第九十七条の二第三項に規定する資産運用の額及び同項に規定する合算して内閣府令で定めるところにより計算した額
- (3) 農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額
- (4) 農業協同組合法第十一条の八第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額
- (5) 水産業協同組合法第十一条の十四第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

へ 法第二十四条の四の二第一項に規定する確認書又は法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制報告書を作成するために必要な情報を受領し、又は提供する場合（当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者に提供し、又は当該金融商品取引業者から受領する親法人等又は子法人等において当該確認書及び内部統制報告書の作成を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

ト 電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を受領し、又は提供する場合（当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者に提供し、又は当該金融商品取引業者から受領する親法人等又は子法人等において電子情報処理組織の保守及び管理を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

チ 法令等に基づいて非公開情報を受領し、又は提供する場合

リ 内部の管理及び運営に関する業務の全部又は一部を行うために必要な情報を受領（第三項第七号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を受領する場合においては、当該金融商品取引業者の子法人等からの受領に限る。）し、又はその特定関係者に提供（同号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を提供する場合においては、当該金融商品取引業者の親法人等への提供に限る。）する場合（当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者に提供し、又は当該金融商品取引業者から受領する特定関係者において内部の管理及び運営に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

ヌ 当該金融商品取引業者又は当該親法人等若しくは子法人等が当該発行者等（第二百二十三条第一項第十八号ト（1）から（4）までのいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該非公開情報の当該親法人等若しくは子法人等又は当該金融商品取引業者への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該発行者等が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）。

八 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客（第二百二十三条第一項第十八号ト（1）から（4）までのいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該非公開情報の当該金融商品取引業者への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該非公開情報以外のものであって、当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。

九 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が、その親法人等又は子法人等から取得した発行者等に関する非公開情報（第七号ト及びリの場合に取得したもの

に限る。)を電子情報処理組織の保守及び管理並びに内部の管理及び運営に関する業務を行うため以外の目的で利用すること。

十 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が、その親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うこと。

十一 金融商品取引業者が、その親銀行等又は子銀行等と共に顧客を訪問する際に、当該金融商品取引業者がその親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような行為を行うこと。

十二 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

十三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等有価証券の引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込み(当該親法人等又は子法人等が法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあつては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使)の額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資助言業務に関して当該有価証券(当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行っている場合にあつては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券。以下この号において同じ。)を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

十四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

十五 何らの名義によってするかを問わず、法第四十四条の三第一項の規定による禁止を免れること。

日程	内容
2022年 10月26日	引受WG・引受審査WG
	WGに意見照会
2022年12月～ (複数回開催予定)	引受WG・引受審査WG <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見照会結果を踏まえた検討</li> <li>・ 規則改正案の検討</li> </ul>
未定	規則改正案のパブリックコメント募集
	引受WG・引受審査WG <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえた規則改正案の再検討</li> </ul>
	規則改正、施行

※ 今後の検討の状況により、変更となる可能性あり

※ 次回以降、ベンチャーファンド市場に係る検討と不動産等を信託財産とする受益証券発行信託に係る検討を同じ会合で行うかについては、別途調整